《令和4年分確定申告について》

○《感染防止の観点からも、ご自宅から『ｅ-Tax』をご利用ください！》

税務署の申告書作成会場は、毎年大変混み合います。コロナ禍における感染症対策として、ご自宅等からスマホ又はパソコンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した確定申告（ｅ-Tax）をお勧めします。

スマホを利用したｅ-Taxは、「スマホカメラで源泉徴収票を読み取り自動入力」するなど便利な機能が設けられていますが、令和５年１月から、「青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に」なることや一定の条件を満たせば「マイナンバーカードの読取回数が削減」されるようになるなど一層簡単で便利になります。

スマホ（パソコン）を利用した確定申告には、「マイナンバーカード」又は「ＩＤ・パスワード」が必要です（スマホはマイナンバーカード読取対応の機種に限ります。）。

「ＩＤ・パスワード」は、どこの税務署でも発行できますので、希望される方は、本人確認書類(運転免許証等)をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください（土日祝を除く。）。

e－Tax以外の方法で申告書を提出される場合は、郵送又は税務署窓口へ直接お持ちください。作成済みの申告書は、２月15日以前でも提出できます。

申告書の作成はこちらから

○《申告書作成会場について》

富田林税務署の申告書作成会場は、
「すばるホール3F」で2月16日（木）から開設します。

開　設　期　間　令和5年2月16日（木）～同年3月15日（水）

※ 土・日・祝等を除く。ただし、2月19日（日）及び2月26日（日）は開設します。

受　付　時　間　９　時　～　16　時

※ すばるホール会場への入場には「入場整理券」が必要ですので、国税庁ホームページで入手方法等の詳細をご確認ください。
※ 入場整理券の配付状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります。
※ 長時間お待ちいただく場合やご入場できない場合がございますので、ご了承ください。
※ 当会場ではスマートフォンでの申告書作成を推進しています。

申告書作成会場での感染症対策にご協力ください。

① ご来場される際は、マスクの着用をお願いします。
（マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。）
② 咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
③ 会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具をお持ちください。

○《令和4年分の申告期限、納期限等について》

税　目　等	申告及び納期限	口座振替日	
申告所得税及び復興特別所得税	令和5年3月15日（水）	確定分	令和5年4月24日（月）
		延納分	令和5年5月31日（水）
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和5年3月31日（金）	令和５年４月27日（木）	
贈　与　税	令和5年3月15日（水）		

スマホアプリの納付はこちらから

令和４年12月１日から国税のスマホアプリ納付が利用可能となりました。

○《医療費控除について》

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
領収書の添付によって医療費控除を受けることができません。
医療費控除の明細書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

○《インボイス制度について》

令和５年10月から消費税のインボイス制度が始まります。
インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
（登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。）
制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和５年３月31日までに登録申請が必要です。（登録申請はお早めに。）

ｲﾝﾎﾞｲｽ制度特設ｻｲﾄ